

資料 9

事務局提出資料

児童相談所関係資料

児童相談所関係資料

【目 次】

児童相談所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1	児童心理司の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	19
児童相談所に配置されている主な職種・・・	2	児童心理司の配置状況・・・・・・・・・・・・	20
標準的な児童相談所の組織体制・・・・・・・・	3	児童福祉司及び児童心理司の勤務年数・・・	21
虐待相談対応件数と児童相談所の体制・・・	4	教育・訓練・指導担当児童福祉司の概要・・・	22
児童福祉司の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	5	教育・訓練・指導担当児童福祉司の配置状況	23
児童福祉司の配置状況・・・・・・・・・・・・	6	児童相談所における保健師の概要・・・・・・・・	24
都道府県別児童福祉司の管轄人口・・・・・・・・	7	保健師の配置状況・・・・・・・・・・・・	25
児童福祉司の任用資格取得過程・・・・・・・・	8	児童相談所における介入機能と支援機能の分離	
児童福祉司の任用要件・・・・・・・・・・・・	9	状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
児童福祉司任用資格に係る厚生労働大臣が定		一時保護所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	27
める指定講習会・・・・・・・・・・・・・・・・	10	児童相談所での所内一時保護の状況・・・・・・・・	28
児童福祉司の各任用区分の人数・・・・・・・・	11	児童虐待による一時保護委託の状況・・・・・・・・	29
都道府県知事の指定する養成校及び講習会・	13	一時保護所の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	30
都道府県知事の指定する養成校及び講習会の		都道府県等別一時保護所での平均在所日数・	31
教育内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14	児童福祉法第28条及び第33条の7の件数	32
児童福祉司任用資格に係る厚生労働省令で定		臨検、捜索に至る手続き・・・・・・・・・・・・	33
める指定施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15	児童虐待相談の対応件数の推移・・・・・・・・	34
児童福祉司に係る児童福祉法関係法令・・・	17		

児童相談所の概要

1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

2 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市・金沢市)
- 全国208か所(平成27年4月1日現在)

3 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。
* 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

4 業務

- ① 市町村援助(市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助)
- ② 相談(家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定)
- ③ 一時保護
- ④ 措置(在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等) 等

5 職員

- 所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等(児童相談所の規模による)
- 全国の職員数: 10, 738人(平成27年4月1日現在)
(内訳) ・ 児童福祉司 2, 934人 ・ 児童心理司 1, 293人
・ 精神科医 311人 等

6 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談…保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談…未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談…肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談…ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談…家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

児童相談所に配置されている主な職種について

職種	職員数(※)	根拠規定
所長	208	児童福祉法第12条の2第1項、第2項
次長	189	児童相談所運営指針
スーパーバイザー(※1)	700	児童相談所運営指針
児童福祉司(※2)	2, 388	児童福祉法第13条第1項、第2項
受付相談員	398	児童相談所運営指針
電話相談員	371	児童相談所運営指針
児童心理司(※2)	1, 189	児童相談所運営指針
心理療法担当職員	125	児童相談所運営指針
保健師	86	児童相談所運営指針
精神科医師	311	児童相談所運営指針
小児科医師	136	児童相談所運営指針
理学療法士	9	児童相談所運営指針
臨床検査技師	3	児童相談所運営指針
その他	4, 625	
計	10, 738	

※ 平成27年4月1日現在の人数

※1 スーパーバイザーは、児童福祉司、児童心理司等を含む。

※2 児童福祉司又は児童心理司は、所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司又は児童心理司の発令を受けている者を含まない。

1. 総務部門の業務

- (1) 所属職員の人事及び給与に関すること
- (2) 公文書類の收受、発送及び保存に関すること
- (3) 公印の管守に関すること
- (4) 物品会計事務に関すること
- (5) 施設の維持管理に関すること
- (6) 全体的事業の企画、普及に関すること
- (7) 一時保護している子どもの所持品の引取り、保管及び処分に関すること
- (8) その他他部門に属しないこと

2. 相談・指導部門の業務

- (1) 相談の受付
- (2) 受理会議の実施とその結果の対応
- (3) 調査、社会診断及び指導
- (4) 相談業務全般についての連絡調整
- (5) 管轄区域における子どもや家庭が抱える問題の把握及び予防的活動
- (6) 一時保護手続
- (7) 児童福祉施設等又は里親等に措置した後の家庭指導等
- (8) 相談業務の企画に関すること
- (9) 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと

3. 判定・指導部門の業務

- (1) 調査・社会診断、医学診断、心理診断等及び指導
- (2) 判定会議の実施とその結果の対応
- (3) 判定に基づく援助指針の立案
- (4) 一時保護している子どもの健康管理の援助
- (5) 療育手帳、各種証明書等
- (6) 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと

4. 措置部門の業務

- (1) 援助方針会議の実施とその結果の対応
- (2) 児童福祉審議会への意見聴取に関する事務
- (3) 措置事務、措置中の状況把握
- (4) 障害児入所施設利用給付決定に関する事務
- (5) 児童記録票及び関係書類の整理保管
- (6) 児童相談所業務統計

5. 一時保護部門の業務

- (1) 都道府県等が設置する一時保護施設で行う一時保護の実施
- (2) 一時保護している子どもの保護、生活指導、行動観察及び行動診断
- (3) 観察会議の実施とその結果の対応
- (4) 一時保護している子どもの健康管理

虐待相談対応件数と児童相談所の体制

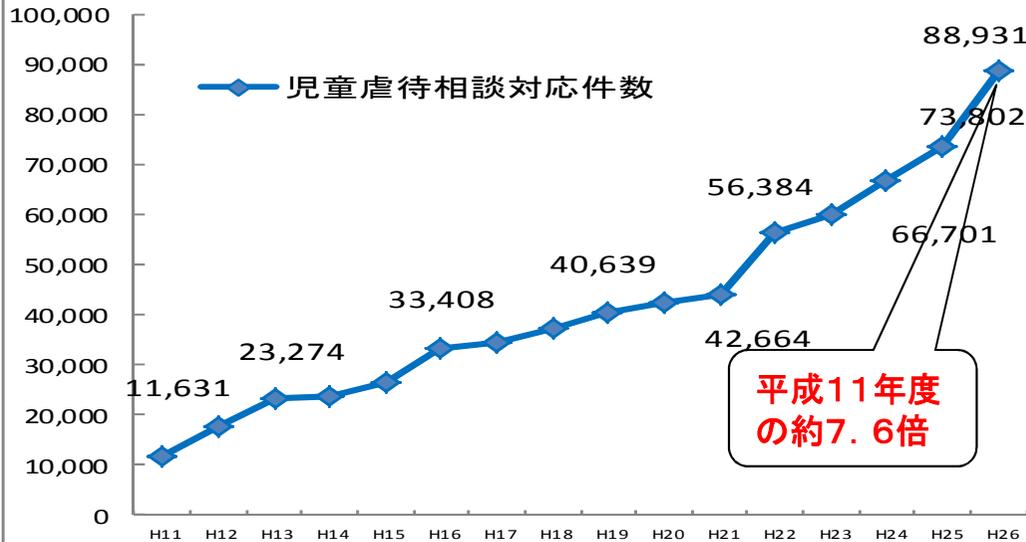
相談対応件数

○ 児童相談所での児童虐待相談対応件数は大幅な増加。

[参考] 平成26年度の状況

・ 児童虐待相談対応件数 88,931件(速報値)

児童虐待相談対応件数の推移

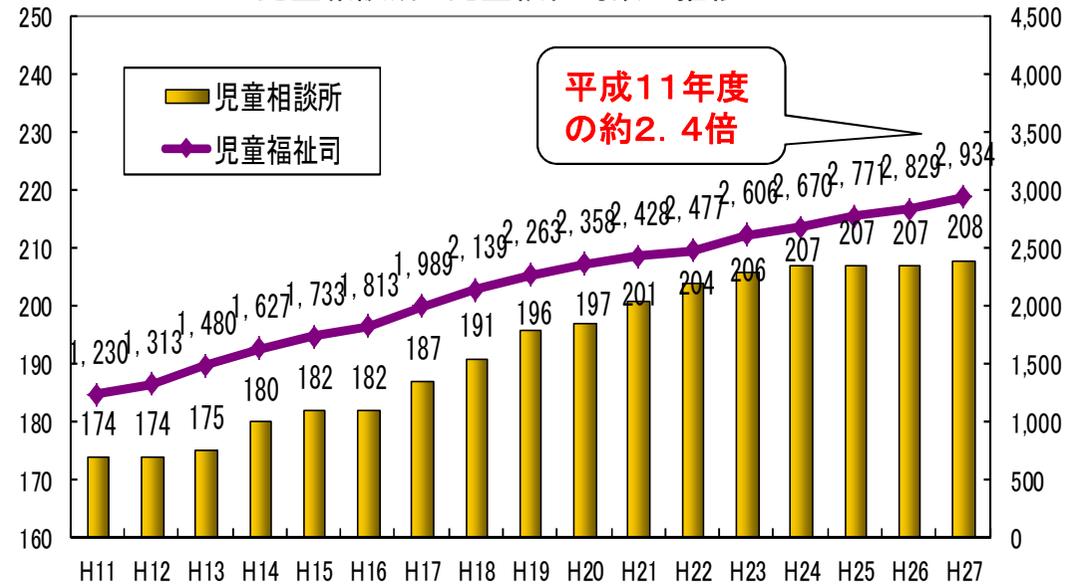


※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

児童相談所と児童福祉司

	平成11年度	平成27年度
児童相談所設置自治体	59自治体	69自治体 (約1.2倍)
児童相談所数	174か所	208か所 (約1.2倍)
児童福祉司数	1,230人	2,934人 (約2.4倍)

児童相談所と児童福祉司数の推移



児童福祉司の概要

1 児童福祉司の位置づけ

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。
(児童福祉法第13条第1項等)

2 児童福祉司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

- (1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること
- (2) 必要な調査、社会診断※を行うこと

※調査により、子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

- (3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと
- (4) 子ども、保護者等の関係調整(家族療法など)を行うこと

3 児童福祉法第13条第2項に基づく任用の要件

- 都道府県知事の指定する児童福祉司等養成校を卒業、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- 大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したもの
- 医師
- 社会福祉士
- 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者
- 上記と同等以上の能力を有する者であって、厚生労働省令で定めるもの

4 人数等

- 全国の児童相談所(一時保護所含む)に 2,934名(平成27年4月1日現在)配置されている。
- 児童福祉法施行令第3条により、児童福祉司の担当区域は、人口おおむね4万から7万までを標準として定めるものとされている。

平成27年度 児童福祉司の配置状況について

	児童福祉司の 配置員数 (26.4.1) A	児童福祉司の 配置員数 (27.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)
北海道	74	73	▲ 1
青森県	31	35	4
岩手県	28	28	0
宮城県	35	34	▲ 1
秋田県	23	25	2
山形県	20	20	0
福島県	37	40	3
茨城県	52	52	0
栃木県	43	45	2
群馬県	34	39	5
埼玉県	134	132	▲ 2
千葉県	109	120	11
東京都	200	209	9
神奈川県	60	70	10
新潟県	41	41	0
富山県	19	17	▲ 2
石川県	17	17	0
福井県	16	15	▲ 1
山梨県	17	18	1
長野県	41	41	0
岐阜県	38	38	0
静岡県	46	46	0
愛知県	123	127	4
三重県	44	39	▲ 5
滋賀県	33	35	2
京都府	37	37	0
大阪府	146	152	6
兵庫県	77	81	4
奈良県	26	22	▲ 4
和歌山県	25	25	0
鳥取県	19	19	0
島根県	16	21	5
岡山県	26	29	3
広島県	37	36	▲ 1
山口県	32	33	1

	児童福祉司の 配置員数 (26.4.1) A	児童福祉司の 配置員数 (27.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)
徳島県	18	18	0
香川県	17	20	3
愛媛県	29	30	1
高知県	29	33	4
福岡県	70	73	3
佐賀県	16	17	1
長崎県	28	27	▲ 1
熊本県	23	23	0
大分県	19	25	6
宮崎県	27	29	2
鹿児島県	27	29	2
沖縄県	42	44	2
札幌市	30	32	2
仙台市	19	19	0
さいたま市	30	34	4
千葉市	20	22	2
横浜市	84	86	2
川崎市	33	40	7
相模原市	17	18	1
新潟市	17	16	▲ 1
静岡市	16	16	0
浜松市	23	25	2
名古屋市	74	81	7
京都市	57	57	0
大阪市	99	97	▲ 2
堺市	31	26	▲ 5
神戸市	35	37	2
岡山市	20	21	1
広島市	25	25	0
北九州市	17	17	0
福岡市	30	32	2
熊本市	25	26	1
横須賀市	13	15	2
金沢市	13	13	0
合計	2,829	2,934	105

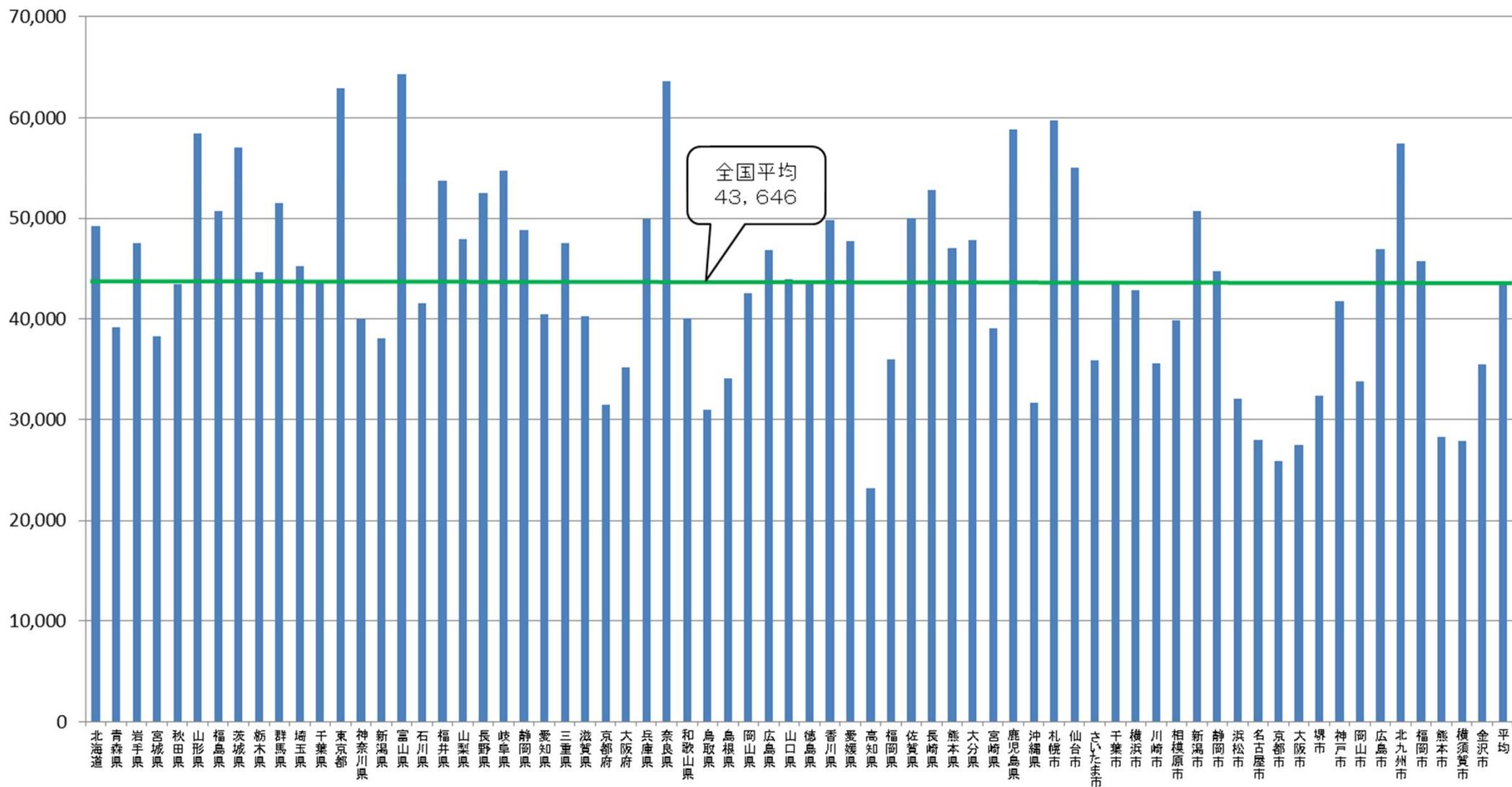
※ 所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含む。

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】6

平成27年度 都道府県別児童福祉司の管轄人口

○ すべての自治体で、児童福祉法施行令第3条に定める児童福祉司の配置標準(4~7万)を満たすか、あるいはそれを超えて配置されている。(人口は、平成22年10月1日国勢調査)

4~7万 45自治体
4万未満 24自治体



児童福祉司の任用資格取得過程

児童福祉司

都道府県等による任用

児童福祉司任用資格

都道府県
知事の指定
する養成校
を卒業

又は

都道府県
知事の指定
する講習会
の課程を
修了した者

指定施設で
1年以上
児童等の
福祉に関する
相談援助
業務に従事

大学(大学院、
外国の大学
含む(※))
において、
心理学、
教育学、
社会学を
専修し卒業

社会福祉
主事として
2年以上
児童福祉
事業に
従事

医師
社会福祉士
精神保健
福祉士(※)

社会福祉
主事たる
資格を得た後
以下の合計
が2年以上

社会福祉
主事として
児童福祉
事業に従事
+
児童相談所
所員

社会福祉主事

社会福祉
主事たる
資格を
得た後
3年以上
児童福祉
事業に
従事

指定講習会
の課程を
修了

指定施設
で1年以上
相談援助
業務に従事

保健師
助産師
教員(1種)

指定講習会
の課程を
修了

指定施設
で2年以上
相談援助
業務に従事

看護師
保育士
教員(2種)

指定講習会
の課程を
修了

指定施設で
2年以上
相談援助
業務に従事

児童
指導員

第13条
第2項第1号

第13条
第2項第2号

第13条第2項第3号
及び3号の2

第13条第2項
第4号

第13条第2項第5号

※第13条第2項第5号に該当。

児童福祉法第13条第2項第5号に定める児童福祉司の任用要件

	基礎資格	指定施設等での必要な 実務経験年数		指定 講習会
1	大学で心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程で単位を修得し、大学院への入学を認められた者	相談援助業務	1年	—
2	大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	相談援助業務	1年	—
3	外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	相談援助業務	1年	—
4	社会福祉士となる資格を有する者(未登録者)	—	—	—
5	精神保健福祉士となる資格を有する者(未登録者)	—	—	—
6	保健師	相談援助業務	1年	○
7	助産師	相談援助業務	1年	○
8	看護師	相談援助業務	2年	○
9	保育士	相談援助業務	2年	○
10	教員免許保有者	相談援助業務	1年	○
	教員免許保有者(二種)	相談援助業務	2年	○
11	社会福祉主事たる資格を得ている者	イ 社会福祉主事として 児童福祉事業に従事 ロ 児童相談所の所員	合計 2年	—
12	社会福祉主事たる資格を得ている者	児童福祉事業	3年	—
13	児童指導員【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定】	相談援助業務	2年	○

児童福祉司任用資格に係る厚生労働大臣が定める指定講習会（法第13条第2項第5号）

都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う講習会であって、次の要件を満たすものとする。

- ①講義及び演習により行うものであること。
- ②修業期間は、おおむね3月以内であること。
- ③講習会の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- ④別表に定める科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- ⑤講師は、別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

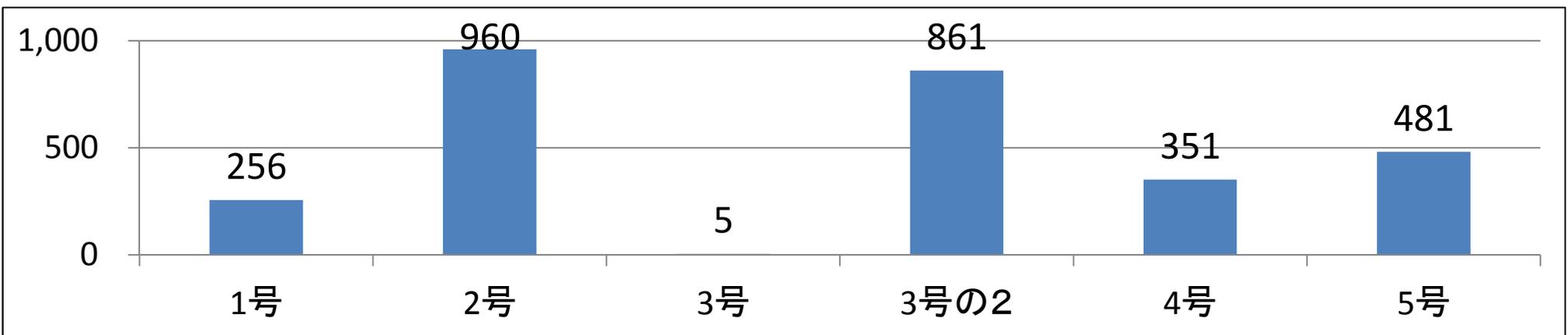
（別表）

区分	科目
講義	児童福祉論
	児童相談所運営論
	養護原理
	障害者福祉論
	社会福祉援助技術論
	児童虐待援助論
演習	社会福祉援助技術演習
	児童虐待援助演習

※講義は、通信の方法によって行うことができる。この場合においては、添削指導又は面接指導を適切な方法により行わなければならない。

児童福祉司の各任用区分の人数

児福法第13条第2項	内容	人数	割合
1号	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者	256	8.8%
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの	960	32.9%
3号	医師	5	0.2%
3号の2	社会福祉士	861	29.5%
4号	社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者	351	12.0%
5号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの	481	16.5%
計		2,914	100%



※平成27年4月1日時点の人数（所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、非常勤職員を除く）
 ※割合については、小数点第2を四捨五入しているため合計が100%にならない。

児童福祉司の各任用区分の人数(都道府県等別)について

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分							都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分																		
	1号		2号		3号		3号の2		4号		5号		計	1号		2号		3号		3号の2	4号		5号		計		
北海道			33	45.2%	1	1.4%	6	8.2%	14	19.2%	19	26.0%	73	徳島県			7	38.9%			1	5.6%	8	44.4%	2	11.1%	18
青森県	1	2.9%	2	5.7%			2	5.7%	28	80.0%	2	5.7%	35	香川県	2	10.0%	11	55.0%			5	25.0%			2	10.0%	20
岩手県			10	35.7%			7	25.0%	5	17.9%	6	21.4%	28	愛媛県							16	53.3%	14	46.7%			30
宮城県	1	3.0%	13	39.4%			7	21.2%	3	9.1%	9	27.3%	33	高知県	6	18.2%	8	24.2%			14	42.4%			5	15.2%	33
秋田県	2	8.0%							22	88.0%	1	4.0%	25	福岡県	12	16.4%	25	34.2%			1	1.4%	13	17.8%	22	30.1%	73
山形県			12	60.0%			5	25.0%	3	15.0%			20	佐賀県	13	76.5%	1	5.9%			1	5.9%			2	11.8%	17
福島県	1	2.5%	23	57.5%			8	20.0%	2	5.0%	6	15.0%	40	長崎県			11	40.7%			15	55.6%	1	3.7%			27
茨城県	2	3.8%	20	38.5%			14	26.9%	3	5.8%	13	25.0%	52	熊本県	3	13.0%	4	17.4%			6	26.1%	6	26.1%	4	17.4%	23
栃木県	2	4.8%	4	9.5%							36	85.7%	42	大分県	6	24.0%	3	12.0%			6	24.0%	7	28.0%	3	12.0%	25
群馬県	14	35.9%	4	10.3%			6	15.4%	4	10.3%	11	28.2%	39	宮崎県	2	6.9%	15	51.7%	2	6.9%	6	20.7%	3	10.3%	1	3.4%	29
埼玉県			45	34.1%			79	59.8%	8	6.1%			132	鹿児島県			3	10.3%			1	3.4%	23	79.3%	2	6.9%	29
千葉県	17	14.9%	70	61.4%			19	16.7%			8	7.0%	114	沖縄県			22	50.0%			21	47.7%	1	2.3%			44
東京都	7	3.3%	26	12.4%			45	21.5%	5	2.4%	126	60.3%	209	札幌市			19	59.4%			8	25.0%			5	15.6%	32
神奈川県			70	100.0%									70	仙台市	1	5.3%	3	15.8%			9	47.4%	6	31.6%			19
新潟県			41	100.0%									41	さいたま市	6	17.6%	2	5.9%			23	67.6%	3	8.8%			34
富山県			12	70.6%							5	29.4%	17	千葉市			4	18.2%			8	36.4%	10	45.5%			22
石川県	5	29.4%	5	29.4%			6	35.3%			1	5.9%	17	横浜市	13	15.1%	5	5.8%	2	2.3%	23	26.7%	33	38.4%	10	11.6%	86
福井県	1	6.7%	4	26.7%			8	53.3%	1	6.7%	1	6.7%	15	川崎市			2	5.0%			38	95.0%					40
山梨県			2	12.5%			9	56.3%	5	31.3%			16	相模原市			3	16.7%			13	72.2%			2	11.1%	18
長野県	2	4.9%	6	14.6%			24	58.5%	8	19.5%	1	2.4%	41	新潟市			2	12.5%			8	50.0%	3	18.8%	3	18.8%	16
岐阜県	1	2.6%	23	60.5%			12	31.6%	2	5.3%			38	静岡市	8	50.0%					1	6.3%			7	43.8%	16
静岡県	9	19.6%	22	47.8%			11	23.9%	1	2.2%	3	6.5%	46	浜松市	12	48.0%					9	36.0%			4	16.0%	25
愛知県			57	44.9%			63	49.6%	5	3.9%	2	1.6%	127	名古屋市	17	21.0%	19	23.5%			35	43.2%	7	8.6%	3	3.7%	81
三重県	10	25.6%	13	33.3%			5	12.8%	8	20.5%	3	7.7%	39	京都市			7	12.3%							50	87.7%	57
滋賀県			10	28.6%			14	40.0%	6	17.1%	5	14.3%	35	大阪市	1	1.1%	41	45.1%			32	35.2%	9	9.9%	8	8.8%	91
京都府	8	21.6%	6	16.2%			6	16.2%	6	16.2%	11	29.7%	37	堺市	2	8.0%					14	56.0%	9	36.0%			25
大阪府	7	4.6%	104	68.4%			39	25.7%	1	0.7%	1	0.7%	152	神戸市							36	97.3%	1	2.7%			37
兵庫県	1	1.2%	23	28.4%			25	30.9%	16	19.8%	16	19.8%	81	岡山市	10	47.6%	3	14.3%			8	38.1%					21
奈良県	4	18.2%	12	54.5%			2	9.1%	4	18.2%			22	広島市	1	4.0%	6	24.0%			5	20.0%	12	48.0%	1	4.0%	25
和歌山県	2	8.0%	9	36.0%			10	40.0%	4	16.0%			25	北九州市	13	76.5%					4	23.5%					17
鳥取県			7	36.8%			10	52.6%	2	10.5%			19	福岡市	4	12.5%	1	3.1%			21	65.6%	2	6.3%	4	12.5%	32
島根県	4	20.0%	7	35.0%			4	20.0%	1	5.0%	4	20.0%	20	熊本市	14	53.8%	2	7.7%			6	23.1%			4	15.4%	26
岡山県	2	6.9%	9	31.0%			14	48.3%			4	13.8%	29	横須賀市	5	33.3%					10	66.7%					15
広島県	1	2.8%	15	41.7%			6	16.7%			14	38.9%	36	金沢市	1	7.7%	6	46.2%			6	46.2%					13
山口県			6	18.2%			1	3.0%	11	33.3%	15	45.5%	33	合計	256	8.8%	960	32.9%	5	0.2%	861	29.5%	351	12.0%	481	16.5%	2,914

※平成27年4月1日時点の人数((所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、非常勤職員を除く) ※割合については、小数点第2を四捨五入。

都道府県知事の指定する養成校及び講習会(第13条第2項第1号)

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 (定員:25名)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
修了者数	17	16	11	10	11
地方自治体就職者数(※1)	0	0	1	1	2

※1 過去5年の修了者のうち、地方自治体へ就職した者の人数 (以下、同様)。

国立障害者リハビリテーションセンター学院 児童指導員科 (定員:40名)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
修了者数	19	16	11	9	9
地方自治体就職者数(※1)	1	0	0	0	2

上智社会福祉専門学校 社会福祉士・児童指導員科 (定員:40名)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
修了者数	28	35	39	37	28
地方自治体就職者数(※1)	4	0	2	2	0

社会福祉法人全国社会福祉協議会 中央福祉学院 児童福祉司資格認定通信課程 (定員:200名)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
修了者数	78	94	90	100	80

※ なお、平成26年度受講申込時の勤務先は、都道府県・指定都市・中核市本庁(5名)、福祉事務所(7名)、市役所・町村役場(7名)、児童相談所(60名)、保健所(2名)

養成校

講習会

都道府県知事の指定する養成校及び講習会の教育内容(法第13条第2項第1号)

区分	科目等	時間数	
		養成校	講習会
必修科目	社会福祉概論	30	62
	社会保障論	30	60
	公的扶助論	30	60
	高齢者福祉論	15	30
	介護概論	15	30
	障害児・者福祉論	30	60
	児童・家庭福祉論	60	125
	養護原理	30	62
	地域福祉論	30	60
	社会福祉援助技術論	30	60
	社会福祉援助技術演習	60	6
	児童相談所等運営論	30	62
	医学一般	30	62
	法学	30	62
	心理学	30	60
社会学	30	60	
実習	児童福祉現場実習	180	180
	児童福祉現場実習指導	90	180
その他	必修科目又はそれ以外の科目	420	
合計		1,200	1,281

児童福祉司任用資格に係る厚生労働省令で定める指定施設(法第13条第2項第2号)

児童福祉法第13条第2項第2号の規定により、大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したものは、児童福祉司任用資格の1つとなっている。
当該指定施設は次のとおりである。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

1. 地域保健法の規定により設置される保健所
2. 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
3. 医療法に規定する病院及び診療所
4. 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
5. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
6. 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
7. 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所
8. 売春防止法に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
9. 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所
10. 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
11. 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター
12. 介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
14. 前述に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

(2) 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

1. 精神科病院
2. 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る。)
3. 地域保健法に規定する保健所又は市町村保健センター
4. 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。)又は障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
5. 医療法に規定する病院又は診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。)
6. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
7. 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
8. 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
9. 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
10. 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
11. 法務省設置法に規定する保護観察所又は更生保護事業法に規定する更生保護施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
12. 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
14. 前述に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

(3) 上記(1)(2)に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

児童福祉法に規定する乳児院及び保育所

児童福祉法第十三条

- ① 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。
- ② 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。
 - 一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
 - 二 学校教育法 に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
 - 三 医師
 - 三の二 社会福祉士
 - 四 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者
 - 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの
- ③ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。
- ④ 児童福祉司は、政令の定めるところにより児童相談所長が定める担当区域により、前項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。
- ⑤ 第二項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

児童福祉法施行規則第六条

法第十三条第二項第五号 に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校教育法 による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二条第二項 の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下この条において「相談援助業務」という。）に従事したもの
- 二 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- 三 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- 四 社会福祉士となる資格を有する者（法第十三条第二項第三号の二 に規定する者を除く。）
- 五 精神保健福祉士となる資格を有する者
- 六 保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会（以下この条において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの
- 七 助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 八 看護師であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 九 保育士（特区法第十二条の四第五項 に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 十 教育職員免許法 （昭和二十四年法律第四百七号）に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上（同法に規定する二種免許状を有する者にあつては二年以上）相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 十一 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者
 - イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ロ 児童相談所の所員として勤務した期間
- 十二 社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者（前号に規定する者を除く。）
- 十三 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 （昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項 に規定する児童指導員であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

児童福祉法施行令第三条の二

法第十三条第二項第一号の施設又は講習会(以下この条及び第四十五条の三において「指定児童福祉司養成施設等」という。)の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する施設又は講習会について行うものとする。

児童福祉法施行規則第五条の二の二

令第三条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、別表に定めるもの以上の教育内容であること。

(別表)	区分	科目等	時間数	
			施設	講習会
必修科目		社会福祉概論	30	62
		社会保障論	30	60
		公的扶助論	30	60
		高齢者福祉論	15	30
		介護概論	15	30
		障害児・者福祉論	30	60
		児童・家庭福祉論	60	125
		養護原理	30	62
		地域福祉論	30	60
		社会福祉援助技術論	30	60
		社会福祉援助技術演習	60	6
		児童相談所等運営論	30	62
		医学一般	30	62
		法学	30	62
		心理学	30	60
	社会学	30	60	
実習		児童福祉現場実習	180	180
		児童福祉現場実習指導	90	180
その他		必修科目又はそれ以外の科目	420	
合計			1,200	1,281

児童心理司の概要

1 児童心理司の位置づけ

児童相談所運営指針により、児童相談所には、児童心理司を置くことが標準とされている。

2 児童心理司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

- (1) 子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断※を行うこと

※面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために行う診断

- (2) 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

3 児童心理司の要件（児童相談所運営指針）

○大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれに準ずる資格を有する者

4 人数

全国の児童相談所(一時保護所含む)に 1, 293名(平成27年4月1日現在)配置されている。

平成27年度 児童心理司の配置状況について

	児童心理司の 配置員数 (26.4.1) A	児童心理司の 配置員数 (27.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)
北海道	38	39	1
青森県	19	19	0
岩手県	13	13	0
宮城県	23	21	▲2
秋田県	14	14	0
山形県	12	12	0
福島県	15	16	1
茨城県	23	22	▲1
栃木県	23	23	0
群馬県	23	23	0
埼玉県	39	41	2
千葉県	63	66	3
東京都	71	73	2
神奈川県	33	33	0
新潟県	10	10	0
富山県	8	8	0
石川県	15	15	0
福井県	8	8	0
山梨県	6	10	4
長野県	20	20	0
岐阜県	15	15	0
静岡県	21	21	0
愛知県	31	31	0
三重県	32	29	▲3
滋賀県	14	18	4
京都府	20	21	1
大阪府	45	46	1
兵庫県	48	48	0
奈良県	10	10	0
和歌山県	13	16	3
鳥取県	11	11	0
島根県	12	13	1
岡山県	26	17	▲9
広島県	15	16	1
山口県	15	16	1

	児童心理司の 配置員数 (26.4.1) A	児童心理司の 配置員数 (27.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)
徳島県	14	16	2
香川県	9	9	0
愛媛県	14	13	▲1
高知県	13	11	▲2
福岡県	21	24	3
佐賀県	10	9	▲1
長崎県	14	14	0
熊本県	11	13	2
大分県	18	18	0
宮崎県	16	17	1
鹿児島県	13	12	▲1
沖縄県	14	13	▲1
札幌市	16	18	2
仙台市	18	18	0
さいたま市	14	11	▲3
千葉市	16	19	3
横浜市	29	29	0
川崎市	13	18	5
相模原市	12	13	1
新潟市	5	5	0
静岡市	10	9	▲1
浜松市	12	12	0
名古屋市	19	20	1
京都市	17	18	1
大阪市	22	24	2
堺市	8	8	0
神戸市	13	20	7
岡山市	11	10	▲1
広島市	5	7	2
北九州市	5	5	0
福岡市	17	18	1
熊本市	14	15	1
横須賀市	8	9	1
金沢市	6	4	▲2
合計	1,261	1,293	32

※ 所長・次長・スーパーバイザーであって児童心理司の発令を受けている者を含む。

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】20

児童福祉司の勤務年数について

	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1
1年未満	約16%	約15%	約17%	約13%	約15%
1～3年	約29%	約29%	約28%	約28%	約26%
3～5年	約19%	約19%	約17%	約18%	約18%
5～10年	約23%	約24%	約24%	約24%	約25%
10年以上	約13%	約14%	約14%	約16%	約17%

児童心理司の勤務年数について

	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1
1年未満	約9%	約11%	約13%	約11%	約13%
1～3年	約20%	約19%	約19%	約22%	約20%
3～5年	約17%	約16%	約16%	約17%	約16%
5～10年	約30%	約29%	約28%	約26%	約27%
10年以上	約25%	約25%	約24%	約24%	約25%

教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）の概要

1 教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）の位置づけ

児童相談所運営指針により、児童相談所には、教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）を置くことが標準とされている。

2 教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）の主な業務内容(児童相談所運営指針)

児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について教育・訓練・指導を行うこと。

3 教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）の要件（児童相談所運営指針）

相談援助活動において少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有している者

4 人数等

- 全国の児童相談所（一時保護所含む）に469名（平成27年4月1日現在）配置されている。
- 児童相談所運営指針により、教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）の配置の標準は、児童福祉司おおむね5人つき1人とされている。

平成27年度 教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）の配置状況について

	スーパーバイザーの 配置員数 (26.4.1) A	スーパーバイザーの 配置員数 (27.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)		スーパーバイザーの配 置員数 (26.4.1) A	スーパーバイザーの配 置員数 (27.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)
北海道	16	16	0	徳島県	2	2	0
青森県	2	2	0	香川県	4	4	0
岩手県	3	5	2	愛媛県	3	3	0
宮城県	9	7	▲2	高知県	6	9	3
秋田県	4	4	0	福岡県	11	11	0
山形県	2	2	0	佐賀県	0	0	0
福島県	4	4	0	長崎県	7	8	1
茨城県	8	8	0	熊本県	5	5	0
栃木県	9	9	0	大分県	5	6	1
群馬県	8	8	0	宮崎県	6	6	0
埼玉県	31	29	▲2	鹿児島県	3	3	0
千葉県	27	25	▲2	沖縄県	10	10	0
東京都	13	13	0	札幌市	3	4	1
神奈川県	9	9	0	仙台市	2	2	0
新潟県	8	8	0	さいたま市	3	5	2
富山県	2	2	0	千葉市	0	1	1
石川県	0	0	0	横浜市	16	18	2
福井県	2	2	0	川崎市	9	11	2
山梨県	0	2	2	相模原市	5	5	0
長野県	5	8	3	新潟市	0	0	0
岐阜県	0	0	0	静岡市	3	4	1
静岡県	4	4	0	浜松市	4	4	0
愛知県	17	18	1	名古屋市	12	14	2
三重県	7	3	▲4	京都市	12	12	0
滋賀県	7	8	1	大阪市	15	16	1
京都府	4	4	0	堺市	2	6	4
大阪府	27	26	▲1	神戸市	9	10	1
兵庫県	12	13	1	岡山市	1	1	0
奈良県	7	4	▲3	広島市	0	0	0
和歌山県	4	7	3	北九州市	0	0	0
鳥取県	4	5	1	福岡市	3	3	0
島根県	5	8	3	熊本市	5	5	0
岡山県	3	3	0	横須賀市	2	3	1
広島県	4	5	1	金沢市	0	0	0
山口県	6	7	1	合計	441	469	28

※スーパーバイザー数については、所長・次長等が兼務している場合を除く

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

児童相談所における保健師の概要

1 保健師の位置づけ

児童相談所運営指針により、中央児童相談所には、保健師を置くことが標準とされている。

2 保健師の主な業務内容（児童相談所運営指針）

- (1) 公衆衛生及び予防医学的知識の普及
- (2) 育児相談、1歳6か月児及び3歳児の精神発達面における精密健康診査における保健指導等、
障害児や虐待を受けた子ども及びその家族等に対する在宅支援
- (3) 子どもの健康・発達面に関するアセスメントとケア及び一時保護している子どもの健康管理
- (4) 市町村保健センターや医療機関との情報交換や連絡調整及び関係機関との協働による
子どもや家族への支援

3 人数等

全国の児童相談所(一時保護所含む)に 86名(平成27年4月1日現在)配置されている。

※配置されている児童相談所数 63か所／208か所

平成27年度 保健師の配置状況について

	保健師の配置員数 (26.4.1)A	保健師の配置員数 (27.4.1)B	対前年 増減人員(B-A)		保健師の配置員数 (26.4.1)A	保健師の配置員数 (27.4.1)B	対前年 増減人員(B-A)
北海道	0	0	0	徳島県	0	0	0
青森県	0	0	0	香川県	0	0	0
岩手県	0	0	0	愛媛県	1	0	▲1
宮城県	2	2	0	高知県	1	1	0
秋田県	1	1	0	福岡県	0	0	0
山形県	1	1	0	佐賀県	1	1	0
福島県	0	0	0	長崎県	0	0	0
茨城県	3	3	0	熊本県	0	0	0
栃木県	0	0	0	大分県	1	1	0
群馬県	7	7	0	宮崎県	0	0	0
埼玉県	0	0	0	鹿児島県	1	1	0
千葉県	0	0	0	沖縄県	0	0	0
東京都	6	3	▲3	札幌市	4	0	▲4
神奈川県	5	5	0	仙台市	2	2	0
新潟県	0	0	0	さいたま市	0	1	1
富山県	0	0	0	千葉市	1	1	0
石川県	2	3	1	横浜市	15	15	0
福井県	0	0	0	川崎市	3	3	0
山梨県	2	2	0	相模原市	2	2	0
長野県	2	2	0	新潟市	0	0	0
岐阜県	0	0	0	静岡市	1	1	0
静岡県	4	4	0	浜松市	1	0	▲1
愛知県	0	0	0	名古屋市	0	0	0
三重県	6	2	▲4	京都市	0	0	0
滋賀県	1	1	0	大阪市	2	2	0
京都府	0	1	1	堺市	1	1	0
大阪府	2	2	0	神戸市	2	2	0
兵庫県	0	0	0	岡山市	1	1	0
奈良県	1	1	0	広島市	0	0	0
和歌山県	0	0	0	北九州市	0	0	0
鳥取県	3	3	0	福岡市	3	3	0
島根県	1	0	▲1	熊本市	0	0	0
岡山県	4	3	▲1	横須賀市	1	1	0
広島県	0	0	0	金沢市	0	0	0
山口県	1	1	0	合計	98	86	▲12

児童相談所における介入機能と支援機能の分離状況

児童相談所における介入機能と支援機能の分離状況（H27.4.1 208か所）

① 同一の地区担当が緊急介入からその後の支援まで継続して対応している。	64%
② 緊急介入とその後の支援で担当を分けている	21%
③ 事例によっては、緊急介入とその後の支援で担当を分けている	15%

介入と支援を分離している児童相談所の対応例

- ・虐待対応チーム(班)を設置し、受理、初期対応から援助方針の決定までを虐待対応チーム(班)が対応し、その後の支援を地区担当が対応。
- ・課で担当を分け、緊急介入は初期対応担当課が対応し、その後の支援を地区担当課が対応。
- ・係で担当を分け、緊急介入は初期対応担当係が対応し、その後の支援は地区担当係が対応。
- ・児童虐待通告に関する調査、一時保護等の初期対応を行う虐待班、在宅指導、施設入所及び里親委託児童を担当する地域班、被虐待児の心理的ケア及び保護者指導等を行う心理支援係に分け、専門性・特徴を活かした援助を行う。

実施自治体が考えるメリット・デメリット

《メリット》

- ・迅速な初動体制が確立できる。担当者の負担軽減。
- ・担当者が変わることにより、保護者の児童相談所に対する感情が落ち着き、その後の支援がしやすい。
- ・危機介入や重篤事案に特化した虐待対応が出来る。

《デメリット》

- ・担当者を引き継ぐタイミングが難しい。
- ・担当者によって対応の差異が生じることがある。保護者との関係の作りなおし。
- ・児童福祉司が初期対応の仕方を身につけることができない。

一時保護所の概要

1 設置の目的

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

2 設置主体

児童福祉法第12条の4に基づき、必要に応じて児童相談所に付設するもの。
全国に135か所(平成27年4月1日現在)設置されている。

3 費用

児童福祉法第53条に基づき、地方公共団体が支弁した費用の2分の1を国が負担する。

〔 補助率：国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2
27年度予算額：児童入所施設措置費等107,612,963千円の内数 〕

4 一時保護の具体例

(1) 緊急保護

ア 棄児、家出した子ども等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合

イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合

ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

5 対応件数(一時保護所内保護件数)

(平成25年度件数)

総数	養護 (うち、虐待)	障害	非行	育成	その他
21,281	16,039 (10,105)	104	3,167	1,775	196

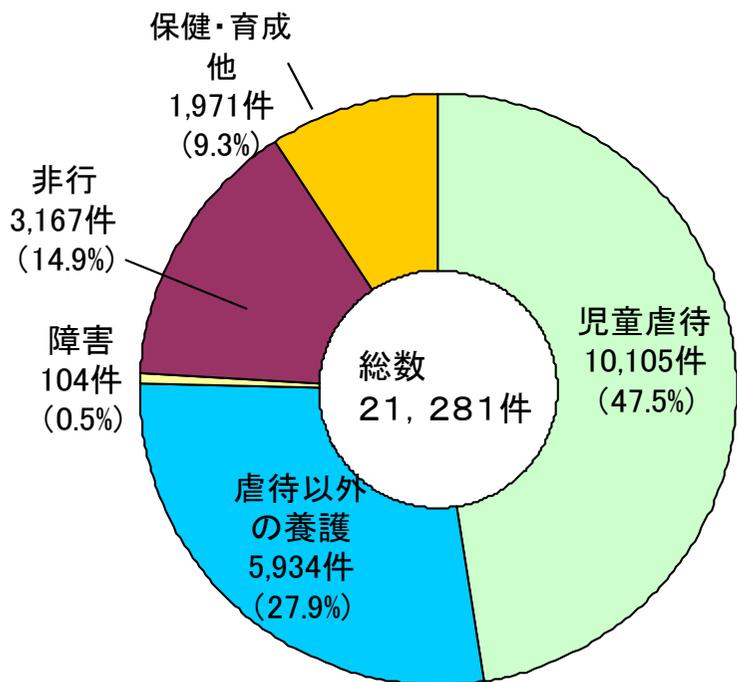
児童相談所での所内一時保護の状況

○ 平成25年度の一時保護所内の一時保護件数は21,281件であり、保護理由については、「児童虐待」が47.5%と最も多く、次いで、「虐待以外の養護」が27.9%となっている。

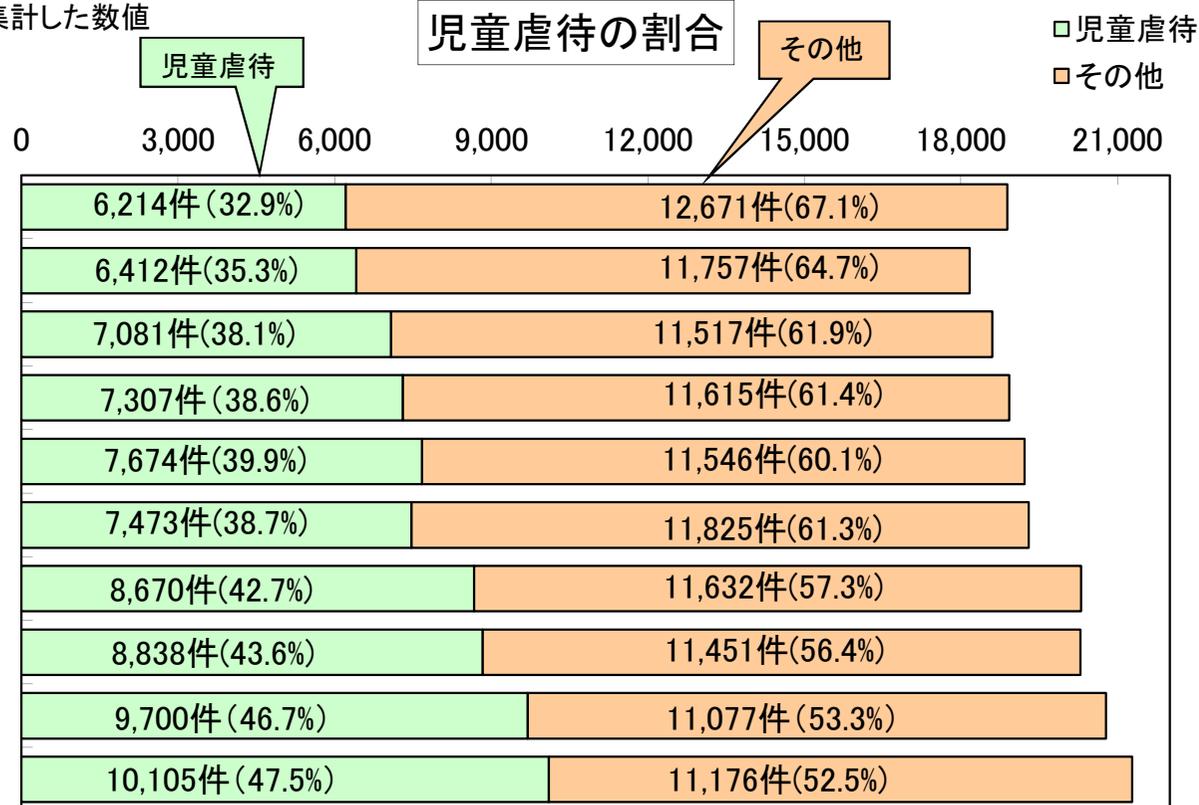
	児童虐待	虐待以外の養護	障害	非行	保健・育成他	総数
平成16年度	6,214(32.9%)	7,703(40.8%)	658(3.5%)	2,613(13.8%)	1,697(9.0%)	18,885(100.0%)
平成17年度	6,412(35.3%)	7,046(38.8%)	648(3.6%)	2,494(13.7%)	1,569(8.6%)	18,169(100.0%)
平成18年度	7,081(38.1%)	6,833(36.7%)	478(2.6%)	2,685(14.4%)	1,521(8.2%)	18,598(100.0%)
平成19年度	7,307(38.6%)	6,964(36.8%)	187(1.0%)	2,604(13.8%)	1,860(9.8%)	18,922(100.0%)
平成20年度	7,674(39.9%)	6,490(33.8%)	181(0.9%)	2,967(15.4%)	1,908(9.9%)	19,220(100.0%)
平成21年度	7,473(38.7%)	6,709(34.8%)	142(0.7%)	3,224(16.7%)	1,750(9.1%)	19,298(100.0%)
平成22年度	8,670(42.7%)	6,311(31.1%)	138(0.7%)	3,173(15.6%)	2,010(9.9%)	20,302(100.0%)
平成23年度	8,838(43.6%)	6,231(30.7%)	276(1.4%)	3,175(15.6%)	1,769(8.7%)	20,289(100.0%)
平成24年度	9,700(46.7%)	5,825(28.0%)	197(1.0%)	3,092(14.9%)	1,963(9.4%)	20,777(100.0%)
平成25年度	10,105(47.5%)	5,934(27.9%)	104(0.5%)	3,167(14.9%)	1,971(9.3%)	21,281(100.0%)

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

平成25年度 保護理由別件数



児童虐待の割合



児童虐待による一時保護委託の状況

○ 平成25年度の児童虐待が理由の一時保護委託件数は5,382件であり、児童虐待を理由とする一時保護総数の約3割を占めている。また、一時保護委託先内訳では、乳児院・児童養護施設への委託が合計で3,132件と約6割を占めている。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一時保護所内	7,307 [69.2%]	7,674 [70.6%]	7,473 [70.0%]	8,670 [68.4%]	8,838 [66.7%]	9,700 [65.1%]	10,105 [65.2%]
一時保護委託	3,255 [30.8%]	3,195 [29.4%]	3,209 [30.0%]	4,003 [31.6%]	4,413 [33.3%]	5,191 [34.9%]	5,382 [34.8%]
児童養護施設	1,480(45.5%)	1,405(44.0%)	1,334(41.6%)	1,807(45.1%)	1,935(43.8%)	2,279(43.9%)	2,229(41.4%)
乳児院	545(16.7%)	599(18.7%)	623(19.4%)	826(20.6%)	810(18.4%)	1,050(20.2%)	903(16.8%)
児童自立支援施設	26(0.8%)	33(1.0%)	20(0.6%)	38(0.9%)	43(1.0%)	64(1.2%)	61(1.1%)
情緒障害児短期治療施設	59(1.8%)	50(1.6%)	52(1.6%)	67(1.7%)	56(1.3%)	62(1.2%)	58(1.1%)
障害児関係施設	138(4.2%)	193(6.0%)	203(6.3%)	226(5.6%)	267(6.1%)	310(6.0%)	371(6.9%)
その他社会福祉施設	44(1.4%)	70(2.2%)	120(3.7%)	136(3.4%)	114(2.6%)	150(2.9%)	123(2.3%)
警察等	127(3.9%)	127(4.0%)	112(3.5%)	101(2.5%)	189(4.3%)	192(3.7%)	282(5.2%)
里親	302(9.3%)	349(10.9%)	376(11.7%)	436(10.9%)	532(12.1%)	583(11.2%)	662(12.3%)
その他	534(16.4%)	369(11.5%)	369(11.5%)	366(9.1%)	467(10.6%)	501(9.7%)	693(12.9%)
一時保護総数	10,562	10,869	10,682	12,673	13,251	14,891	15,487

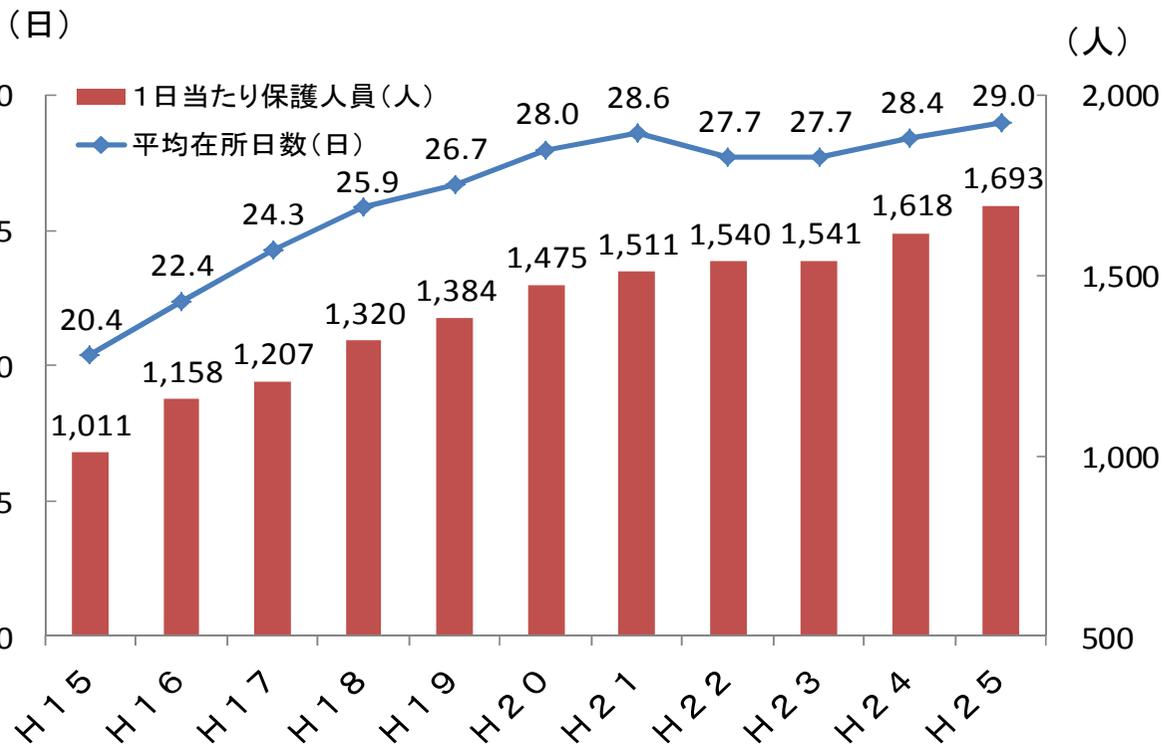
* []は、一時保護総数に占める割合。()は、一時保護委託に占める割合。

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

一時保護所の現状について

1日当たり保護人員及び平均在所日数

○ 保護人員、平均在所日数ともに増加傾向

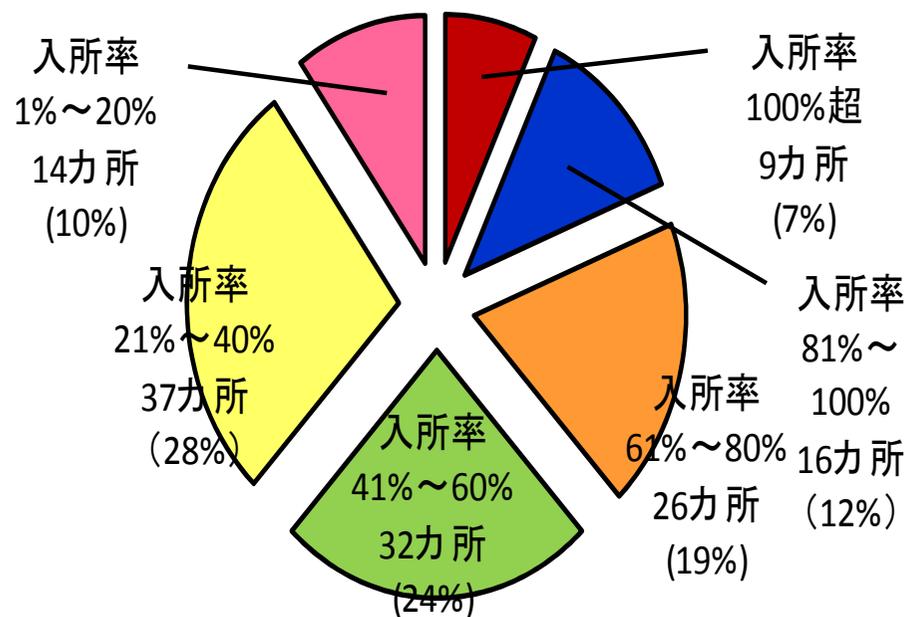


※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

【出典】福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)

年間平均入所率

○ 年間平均入所率は保護所により様々



※H26.1~12の間の一時保護所(134力所)の平均入所率

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

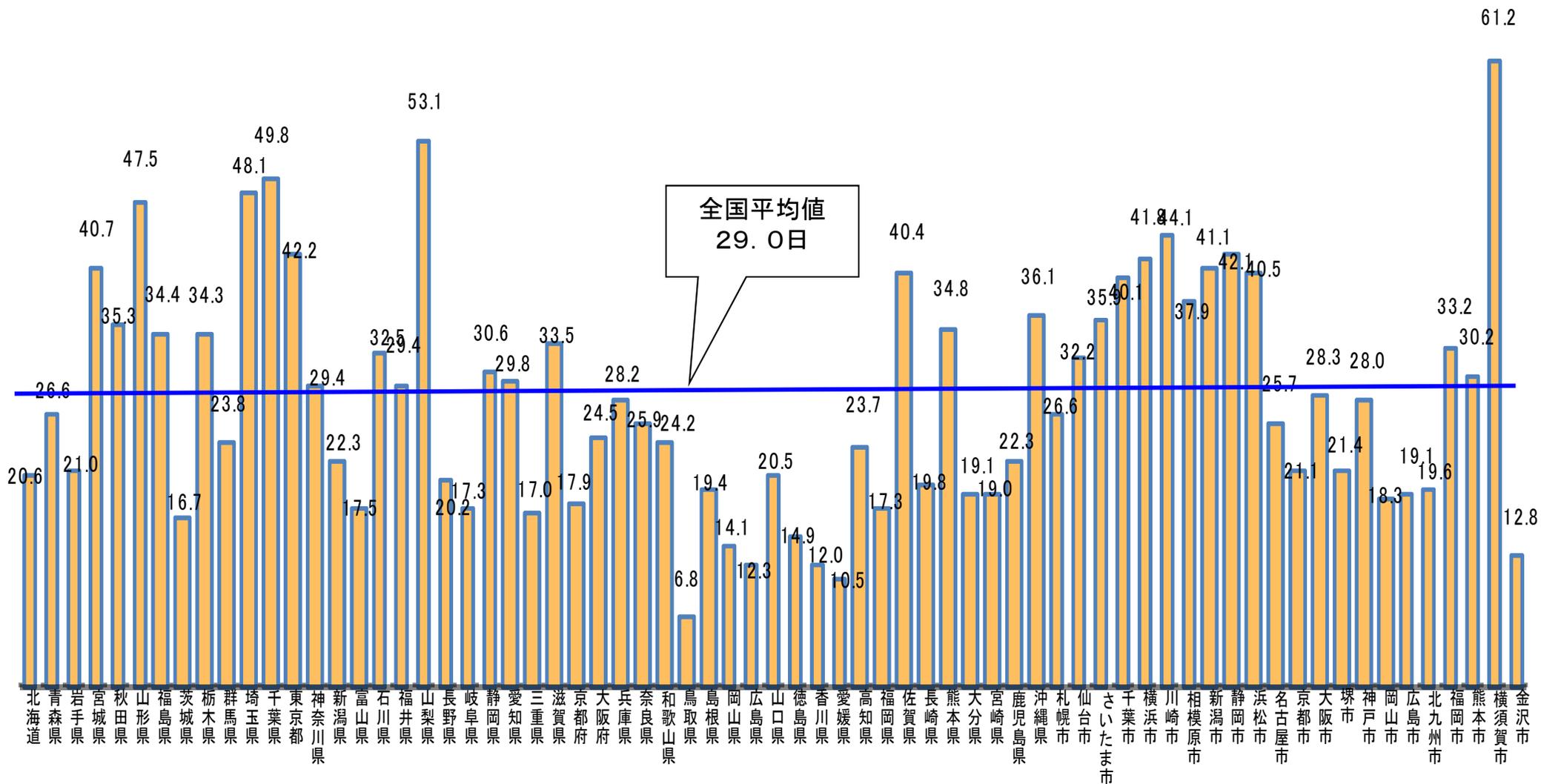
(参考)

都道府県等別一時保護所での平均在所日数

○ 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数

○ 全国平均値 : 29.0日

(参考)一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。

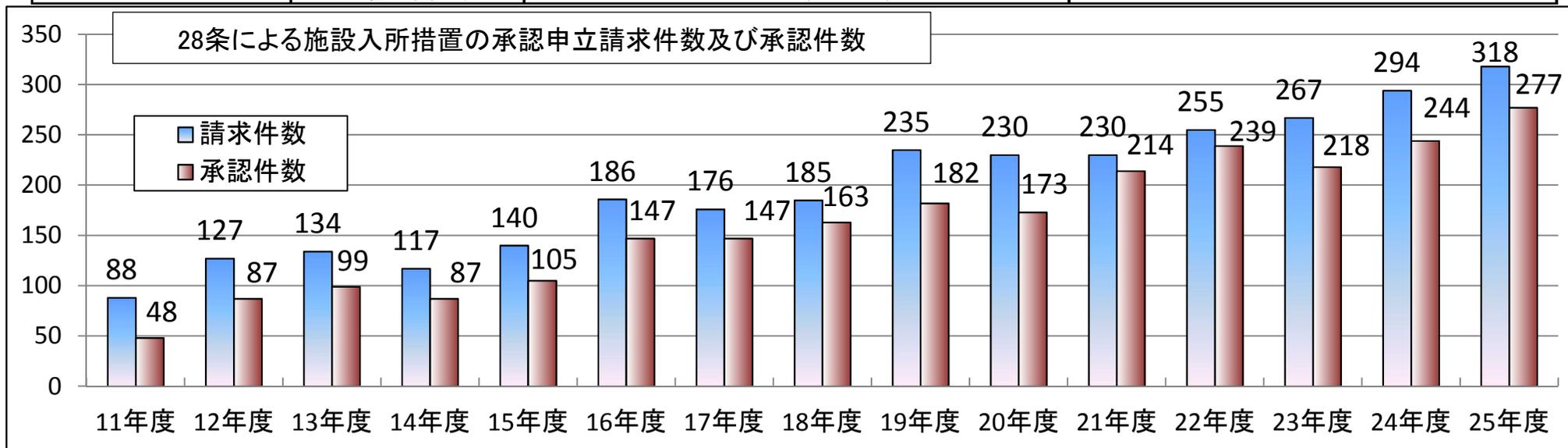


【出典】 福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)[平成25年度]

児童福祉法第28条(家裁の承認を得て行う施設入所措置)及び 第33条の7(家裁に対して児童相談所長が行う親権喪失等請求)の件数

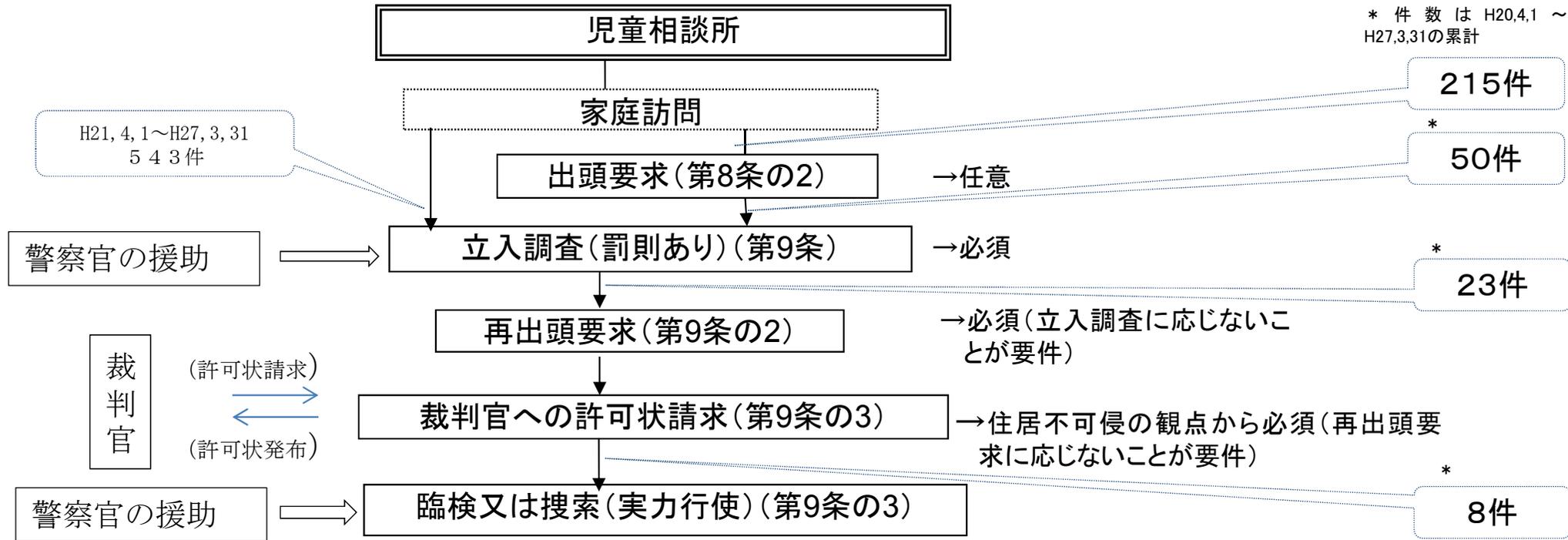
- 平成25年度の28条(家裁の承認を得て行う施設入所措置)に基づく請求件数は318件、承認件数は277件である。
- 平成24年度から、33条の7により、親権喪失に加え、親権停止、管理権喪失宣告の請求が可能となった。

平成18年度	請求件数	185	3
	承認件数	163 (88%)	2
平成19年度	請求件数	235	4
	承認件数	182 (77%)	1
平成20年度	請求件数	230	3
	承認件数	173 (75%)	2
平成21年度	請求件数	230	3
	承認件数	214 (93%)	2
平成22年度	請求件数	255	16
	承認件数	239 (94%)	2
平成23年度	請求件数	267	9
	承認件数	218 (82%)	6
平成24年度	請求件数	294	38
	承認件数	244 (83%)	14
平成25年度	請求件数	318	50
	承認件数	277 (87%)	41



※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

臨検、捜索に至る手続き(児童虐待防止法における対応)



【第8条の2】(出頭要求)

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。(後略)

【第9条】(立入調査)

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。(後略)

【第9条の2】(再出頭要求)

都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。(後略)

【第9条の3】(臨検、捜索)

都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が前条第一項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

児童虐待相談の対応件数の推移

○ 児童虐待相談対応件数の増加

- 平成26年度の全国の児童相談所での虐待対応件数は88,931件
- 統計を取り始めて毎年増加
- 平成11年度の7.6倍

